

農業農村整備事業（公共）

【5, 000百万円】

対策のポイント

農村地域の防災・減災のための農業水利施設の湛水被害防止対策、耐震化対策等を推進します。

<背景／課題>

- ・平成27年は特に集中豪雨が頻発しており、また、近年においても大規模な地震が発生しているところであり、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・農村地域の防災・減災を図るためには、農業水利施設の整備状況や利用状況等を把握し、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、地域の実情に即した整備を実施することが重要です。
- ・また、今後発生するおそれのある災害に対して、緊急性や重要性の観点から優先度に応じて事業を推進する必要があります。

政策目標

湛水被害等の災害のおそれの解消（約10万ha以上（平成28年度））

<主な内容>

農業水利施設等の防災・減災対策

周辺に住宅や公共施設等があり施設が損壊した場合に被害を与えるおそれがある排水機場やため池等の農業水利施設の湛水被害防止対策や耐震化対策、農村地域の地すべり対策等を実施します。

国営かんがい排水事業	700百万円
国営総合農地防災事業	300百万円
農村地域防災減災事業	4,000百万円
国費率、補助率：2／3、1／2等	
事業実施主体：国、都道府県等	

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

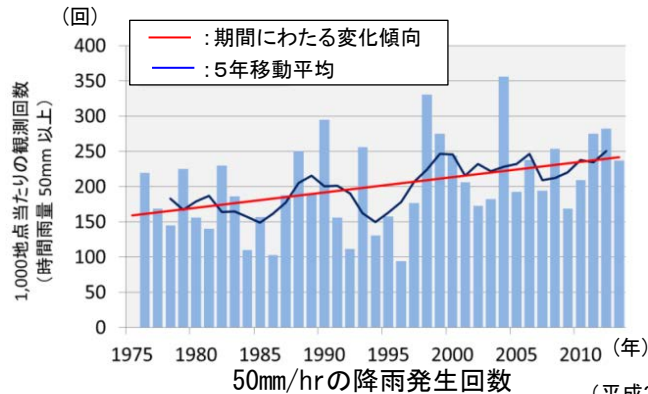
農業農村整備事業（防災・減災対策）

- 平成27年は特に集中豪雨が頻発しており、また、近年においても大規模な地震が発生していることから、今後も多くの災害の発生を危惧。
- 農村地域の防災・減災を図るためには、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、地域の実情に即した整備を実施することが重要。
- 災害を未然に防止するため、排水機場やため池等の農業水利施設の湛水被害防止対策や耐震化対策、農村地域の地すべり対策等を緊急的に実施。

課題

集中豪雨等の自然災害の激甚化

- 時間50mmを超える**豪雨の発生頻度は近年増加傾向にあり、本年は豪雨による大規模な被害が発生。**



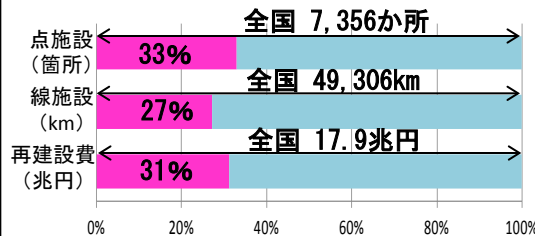
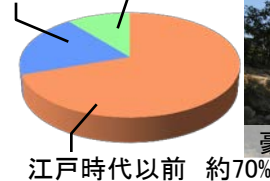
(平成27年9月関東・東北豪雨における被害)

- 南海トラフ地震の被害想定エリアには**全国の基幹的水利施設の3割**が存在。

- ため池は全国に約20万か所。そのうちの主要な**ため池の約7割が江戸時代以前の築造**で、豪雨や地震に対して脆弱なものが多数。

<ため池の築造年代>

明治・大正 約20%
昭和以降 約10%



■ 南海トラフ巨大地震の被害想定範囲内の基幹的水利施設
■ それ以外のエリアの基幹的水利施設

対策

農村地域の防災・減災

- 排水機場等の農業水利施設の**湛水被害防止対策や耐震化対策、ため池一斉点検を踏まえた整備**等を実施。

- 洪水被害防止対策



- 耐震診断



- 耐震化



- ため池一斉点検を踏まえた整備の実施



森林整備事業・治山事業（公共）

【22, 010百万円】

対策のポイント

国土保全等の森林の公益的機能の発揮に向けて、水土保持機能を強化する必要のある森林において間伐等の森林整備を行うとともに、荒廃山地の復旧整備等を行います。

<背景／課題>

- ・台風等により、立木の風倒被害、手入れ不足な森林における土壌流出、林道の損傷等が全国各地で発生しており、今後の被害拡大や林地崩壊等の新たな災害の発生を防ぐとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量の確保にも資するため、**被害森林の復旧や間伐等の森林整備を実施する必要があります。**
- ・また、集中豪雨等による山地災害が全国各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るため、さらなる災害の発生防止に向けて、**荒廃山地の復旧等を実施する必要があります。**

政策目標

- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落(平成25年度)→5.8万集落(平成30年度))
- 森林吸収量3.5%(平成2年度比)の確保に向けた間伐の実施
(平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均:52万ヘクタール)

<主な内容>

1. 森林整備事業

17, 066百万円

台風等による被害森林の復旧、水土保持機能を強化する必要のある森林における水害等の被害軽減に資する間伐等の施業及びこれらに必要となる路網整備を実施します。

水源林造成事業	3, 500百万円
森林環境保全直接支援事業	6, 316百万円
環境林整備事業	1, 750百万円
国有林森林整備事業	5, 500百万円
国費率: 10/10、3/10等	
事業実施主体: 国、都道府県、市町村、 国立研究開発法人 森林総合研究所、森林所有者等	

2. 治山事業

4, 944百万円

集中豪雨や台風等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、**早急に復旧整備を実施**します。

復旧治山事業	3, 750百万円
民有林直轄治山事業	638百万円
国費率: 10/10、2/3、1/2等	
事業実施主体: 国、都道府県	

お問い合わせ先:

- | | | |
|------|--------|----------------|
| 1の事業 | 林野庁整備課 | (03-6744-2303) |
| 2の事業 | 林野庁治山課 | (03-6744-2308) |

森林整備事業・治山事業

平成27年度補正予算額:

森林整備事業 171億円

治山事業 49億円

各地で集中豪雨や台風等による山地災害や水害、風害等が発生しており、さらなる災害の発生防止に向けて、水土保持機能を強化する必要がある森林において間伐等の森林整備を行うとともに、荒廃山地の復旧整備等を実施。

○『森林整備事業』→台風等による被害森林の復旧や、水土保持機能を強化する必要がある森林における水害等の被害軽減に資する間伐等の施業及びこれらに必要となる路網整備を実施。

○『治山事業』→治山施設の整備等による荒廃山地の復旧等を実施。

森林整備事業

台風等による被害森林の復旧や水土保持機能を強化する必要がある森林における水害等の被害軽減に資する間伐等の施業及びこれらに必要となる路網整備を実施。



森林被害の発生状況



森林整備による復旧のイメージ



路網整備のイメージ

間伐等や路網整備の実施



治山事業

集中豪雨等に起因する土砂・流木の流出や崩壊、火山地域における土石流などの災害を防止するための治山対策を実施し、安全・安心を確保。



山地災害の発生状況



治山対策による復旧等のイメージ

水産基盤整備事業（公共）

【7, 990百万円】

対策のポイント

- ・ 自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁業地域における防災・減災対策を推進します。
- ・ ロシア水域における流し網漁禁止法の成立に伴う北海道道東地域等を中心とした地域経済への影響を緩和するため、漁場や漁港の整備を推進します。
- ・ 「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、水産物の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港において、衛生管理対策等を推進します。

<背景／課題>

- ・ 近年の急速に発達する低気圧や台風等の異常な気象災害、南海トラフ等の切迫した大規模地震・津波等による施設被害や地域産業への影響を最小限に抑えるため、**漁業地域における防災・減災対策**が必要です。
- ・ 平成27年6月29日に流し網漁を禁止するロシア連邦法が成立し、平成28年1月以降ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁が操業できない事態となっているため、**さけ・ます流し網漁関係地域への影響緩和対策を総合的に実施**する必要があります。
- ・ 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、**高品質な我が国水産物の一層の輸出拡大を推進**するため、大規模流通・輸出拠点漁港において、**衛生管理対策や流通機能の高度化**を図ることが必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における陸揚岸壁の耐震化の推進
(20% (平成21年度) → 概ね65% (平成28年度))
- 我が国さけ・ます流し網漁関係者及び北海道道東地域等への影響の緩和
- 水産物輸出額の拡大
(1,700億円 (平成24年) → 3,500億円 (平成32年))

<主な内容>

1. 自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策 3, 755百万円

地震・津波、台風等の自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、**岸壁等の耐震化や粘り強い構造をもつ防波堤など漁港施設の防災・減災対策を推進**します。

直轄漁港整備事業	430百万円
水産流通基盤整備事業	190百万円
水産物供給基盤機能保全事業	1, 246百万円
漁港施設機能強化事業	1, 338百万円
水産生産基盤整備事業	551百万円
国費率：10／10（うち漁港管理者3／10等）、1／2等	
事業実施主体：国、地方公共団体	

2. さけ・ます流し網漁禁止緊急対策

1, 235百万円

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止に伴い影響を受ける地域において、資源回復や生産力向上を図るため、増殖場やホタテガイ漁場等の整備を推進します。また、拠点漁港における品質・衛生管理対策等機能強化を図るための屋根付き岸壁等の整備を推進します。

直轄漁港整備事業	930百万円
水産環境整備事業	305百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者1/3等）、2/3	
事業実施主体：国、北海道、市町村	

3. 水産物輸出促進緊急基盤整備事業

3, 000百万円

大規模流通・輸出拠点漁港（特定第3種漁港等）を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等を一体的に整備します。

直轄漁港整備事業	770百万円
水産流通基盤整備事業	2, 230百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、2/3、1/2等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）]

水産基盤整備事業(平成27年度補正予算額 7,990百万円)

- ① 近年の急速に発達する低気圧や台風、大規模地震・津波等の自然災害に対し、安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁業地域における防災・減災対策を推進。
- ② ロシア水域における流し網漁禁止法の成立に伴う北海道道東地域等を中心とした地域経済への影響を緩和するため、漁場や漁港の整備を推進。
- ③ 「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、水産物の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港において、衛生管理対策等を推進。

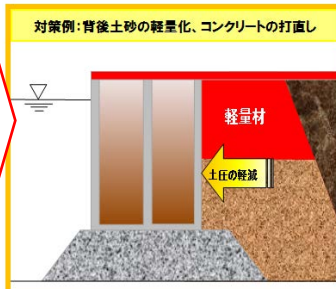
①防災・減災対策

漁業地域における緊急的な防災・減災対策として、施設の耐震化や粘り強い構造を持つ防波堤等を整備。

岸壁の耐震化



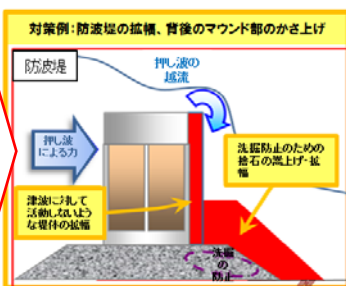
対策



粘り強い構造を持つ防波堤



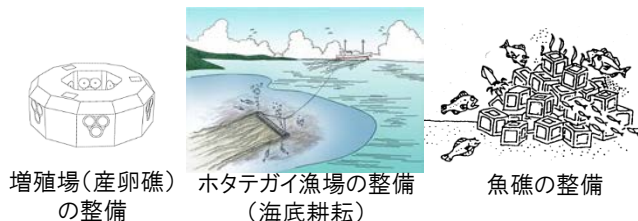
対策



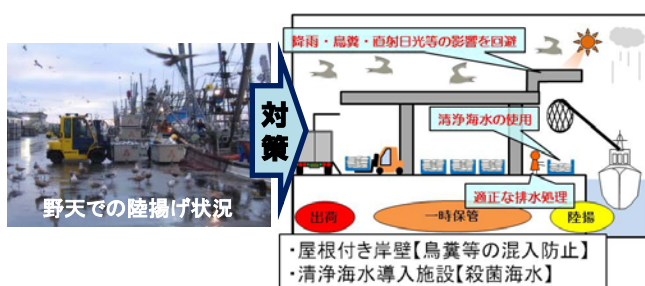
②さけ・ます流し網漁禁止緊急対策

資源回復や生産力向上のための増殖場やホタテガイ漁場等の整備、拠点漁港における品質・衛生管理対策等機能強化のための屋根付き岸壁等を整備。

漁場の整備



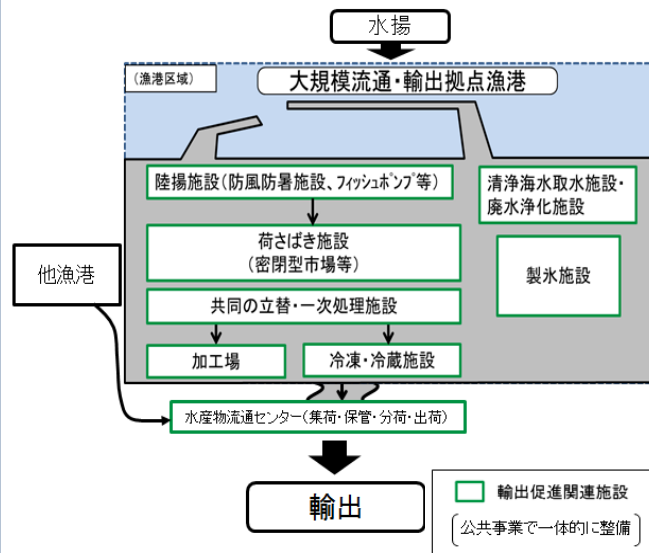
漁港の整備



③TPP対策

「大規模流通・輸出拠点漁港」(特定第3種漁港等)を核とした地域において、周辺の小規模な産地からの水産物も取り込み、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等について、一体的に整備。

大規模流通・輸出拠点漁港における施設の一体的な整備



特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【200百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山などの活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加している。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物への降灰等による被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰等による農作物への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰等による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やそれと関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 (03-3502-6430)]

「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響。
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、農作物への降灰等による被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害に強い農村づくりを推進。

事 業 内 容

- ① 降灰等による被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



降灰等による被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設など関連整備等を一体的に実施。

事 業 の 対 象

- 活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域における、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

補 助 率 等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1/2以内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

被災農家営農再開緊急対策事業 (台風第18号による保管米被災農家向け)

【85百万円】

対策のポイント

台風第18号の影響により、保管していた米が浸水する等多大な影響を受けた農家の営農再開を支援します。

<背景／課題>

これまでに例のない甚大な被害をもたらし、激甚災害指定された台風第18号に伴う堤防の決壊等により浸水・冠水の被害を受けた地域では、収穫後の米は農作物共済の補償対象とならないことから、収穫した米の保管庫の被災により多大な影響を受け、今後の営農再開が危ぶまれる事態が発生しています。

政策目標

台風第18号の影響により保管していた米が被災した農家の営農再開

<主な内容>

台風第18号の影響により平成27年産米を保管していた倉庫等が浸水し、米が出荷できなかった農家が平成28年に水田における営農を再開するために、市町村が営農再開計画を策定し、その計画に基づいた取組を被災農家が行う場合、以下の条件で支援します。

(1) 助成対象者

台風第18号の影響により倉庫等に保管していた平成27年産米が被災した農家

(2) 支援対象

平成28年産の営農再開の準備（種苗、肥料・農薬の準備、被害農地の土づくり、営農再開のために行う取組の附随的作業（瓦礫除去等）など）

(3) 補助金額

営農再開の準備に必要となる経費の一部

(4) 交付要件

被災農家が平成28年に営農を再開すること。事業実施主体は同様の被害が起きないよう対策を講じること（民間保険加入の周知など）

〔補助率：1／2以内（国庫補助の対象となる金額の上限：70,000円／10a）
事業実施主体：市町村〕

附随事務費

都道府県や市町村が支援金の交付に係る業務を実施するために必要となる事務経費を支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村〕

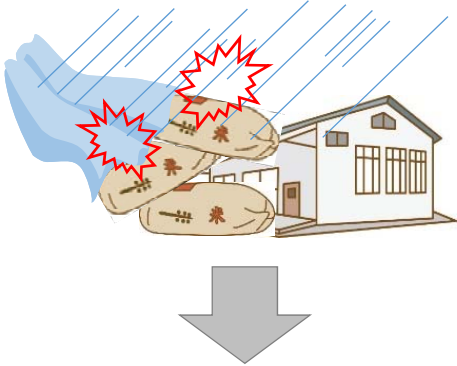
[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)]

被災農家営農再開緊急対策事業 (台風第18号による保管米被災農家向け)

台風第18号の影響により、保管していた米が被災した農家の営農再開を支援します。

台風第18号による 保管米の被害

台風第18号の影響により、収穫後、出荷するまで自宅倉庫等に保管していた米に浸水・流出等の被害が発生。



収入が失われ、翌年作の営農準備に入ることができない。

※①収穫前に被災した場合、農作物共済の補償対象となり、②収穫後、共同乾燥調製施設へ搬入したり、出荷した後は、民間保険などにより補償が行われている。

事業内容

市町村が営農再開計画を策定

計画に基づき、被災農家が
営農を再開するための取組を実施

- ・土壌診断
- ・土づくり
- ・耕起・整地
- ・種苗の準備
- ・肥料の準備
- ・農薬の準備
- ・育苗資材等その他材料の準備
- ・営農再開のために行う上記取組の
附带的作業(ゴミ・瓦礫の除去、
農地等の簡易な補修等)



など

上記営農再開の準備に必要な経費に対し、
営農再開支援金を助成

実施体制・補助率

事業実施主体:市町村

国の補助率:1/2以内
(国庫補助の対象となる
金額の上限:

70,000円/10a)

◇ 事業実施主体は、同様の被害が起きないように対策を講ずる(民間保険加入の周知など)こととしています。

災害復旧等事業（公共）

【15,823百万円】

対策のポイント

台風、豪雨等により被災した農林水産業施設・公共土木施設を早期に復旧するため、災害復旧等事業を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、平成27年も9月の台風第18号などによる多くの災害が発生しています。
- ・生産活動の維持や国土の保全、地域の安全・安心の確保を図るため、被災した施設の早期復旧が必要です。
- ・また、被災地域において再度災害のおそれがある場合、施設の復旧に併せて隣接施設等の改築・補強等が必要です。

政策目標

被災した農林水産業施設・公共土木施設の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 災害復旧事業

14,485百万円

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施します。

農業施設災害復旧事業	8,409百万円
山林施設災害復旧事業	4,475百万円
漁港施設災害復旧事業	1,601百万円
補助率：6.5／10、5／10、2／3等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

2. 災害関連事業

1,338百万円

再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改築又は補強等を実施します。

農業施設災害関連事業	31百万円
山林施設災害関連事業	1,211百万円
漁港施設災害関連事業	96百万円
補助率：2／3、50／100等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

お問い合わせ先：

農業施設に関すること	農村振興局防災課	(03-6744-2211)
山林施設に関すること	林野庁治山課	(03-3501-4756)
漁港施設に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5638)

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

【154百万円】

対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の早期復旧に要する経費の一部を国が負担します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況下にあり、平成27年も9月に関東・東北豪雨などの多くの災害が発生しています。
- ・農林水産業の維持や経営の安定を図るため、被災した農業協同組合が所有する農林水産業共同利用施設^{※1}の早期復旧が必要です。

※1 農業協同組合が所有する農林水産業共同利用施設とは、農林水産業用の倉庫、加工施設、種苗生産施設のこと

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

被災した農林水産業共同利用施設の復旧を以下の条件で実施します。

なお、当該災害は、すでに政令で激甚災害に指定され、かつ激甚災害法第6条の措置が適用されているため、補助率の上げが行われます。

(1) 事業対象となる施設の所有者

農業協同組合

(2) 助成対象

農業協同組合が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にある場合は13万円）以上の災害復旧事業

(3) 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
激 甚 災 害	告 示 地 域 ^{※2}	13万円以上	4／10	9／10
	その他の地域	40万円以上	3／10	5／10

(※2 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域)

（補助率：9／10、5／10、4／10、3／10）
事業実施主体：農業協同組合

[お問い合わせ先：大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-2124）]

ジャガイモシロシストセンチュウまん延防止対策 【989百万円】

対策のポイント

国内で初めて発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウについて、発生ほ場を特定するための検定施設の整備や抵抗性品種の種ばれいしょの緊急増殖体制を構築します。

<背景／課題>

- ・平成27年8月に、国内で初めてジャガイモシロシストセンチュウ※の発生が確認されました。
- ・このため、土壌中に生息する本線虫の発生ほ場を正確かつ迅速に特定し、的確な防除を実施することにより、本線虫のまん延防止及び早期根絶を図る必要があります。
- ・また、既存品種のばれいしょには本線虫抵抗性がないことから、大量増殖可能な植物工場を用いた栽培方式により、新しく開発された抵抗性品種を早急に増殖し、発生地区に供給することで、本線虫のまん延防止をより確実なものにする必要があります。

※ ジャガイモシロシストセンチュウとは、土壌中に生息する害虫で、ばれいしょの根などに寄生して、ばれいしょを枯死させるなどの経済的な被害を与えるおそれのある重要害虫。

政策目標

国内におけるジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止・早期根絶

<主要内容>

1. 発生ほ場を特定するための検定施設整備

ジャガイモシロシストセンチュウの発生ほ場を特定するために必要な土壌中の本線虫を検定するための施設を整備します。

（事業実施主体：植物防疫所）

2. ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種緊急増殖施設整備

ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の種ばれいしょを緊急に大量増殖するため、植物工場を用いた噴霧耕栽培方式による種ばれいしょ生産施設を整備します。

（事業実施主体：独立行政法人種苗管理センター）

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|-------------|----------------|
| 1の事業 | 消費・安全局植物防疫課 | (03-6744-9644) |
| 2の事業 | 食料産業局知的財産課 | (03-6738-6443) |